

法学政治学専攻（修士課程・博士後期課程）

10月入学学生（最終年次在学者を除く） 各位

※4月入学学生向けには別途周知します。

長期履修学生制度の申請について

大学院法学研究科（法学政治学専攻修士課程・博士後期課程）では、職業等を有しているなどの事情により、研究科の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる制度を平成16年度から取り入れました（※法律実務専攻を除く）。

長期履修学生制度は、職業等を有している等の事情で、通常の学生よりも単位取得のための学習時間や研究指導を受ける時間が制限されるため、標準修業年限（修士課程2年、博士後期課程3年）を超えて在学しなければ課程を修了できないと考える者に、申請に基づき、研究科が審査し、許可した上で在学し、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して修了する制度です。

申請資格、申請手続き等は次のとおりです。

なお、長期履修学生の申請に当たっては、必ず事前に、指導教員の上承を得てください。

1. 申請資格

長期履修を申請できる者は、次のいずれかに該当する者とします。

- （1）官公庁、企業等に在職している者（給与の支給を受け、職務を免除されている者を除く。）または、自ら事業を行っている者等フルタイムの職業に就いている者
- （2）研究科において、アルバイト、パートタイム等の職業に就いている者で、その負担により修学に重大な影響があると認めた者
- （3）研究科において、育児、親族の介護等前2号に準ずる負担により、修学に重大な影響があると認めた者

※既に標準修業年限（修士課程2年、博士後期課程3年）を超えて在学している者は申請できません。

2. 申請の手続き

長期履修学生を申請する者は、次の（1）～（3）の書類を令和8年8月5日（水）までに、法学研究科・法学部学事担当へ提出してください。

- （1）長期履修学生申請書（別紙様式1-2）及び理由書（別紙様式2）
- （2）履修計画書（別紙様式3）
- （3）長期履修が必要であることを証明する書類等

※（1）及び（2）の様式は学事担当にあります。

3. 可否の通知

申請書類に基づき審査のうえ、可否を決定し、本人宛てに通知します。

4. 在学期間

長期履修学生として在学することを認められる期間は、1年を単位とし、修士課程にあっては3年から4年まで、博士後期課程にあっては4年から6年までとなります。

なお、研究科において休学を許可することができる期間は、長期履修学生も標準修業年限の学生と同じく、修士課程にあっては2年間、博士後期課程にあっては3年間です。

5. 授業料の年額

長期履修学生の授業料年額は、授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を許可された在学期間の年数で除した額となります。

＜算出例＞修士課程の長期履修学生申請者が在学期間3年と認定された場合

$$\begin{array}{ccccccc} 535,800 \text{ 円} & \times & 2 \text{ 年} & \div & 3 \text{ 年} & = & 357,240 \text{ 円} \\ \text{(授業料の年額)} & & \text{(標準修業年限)} & & \text{(許可された在学期間)} & & \text{(長期履修学生の授業料年額)} \end{array}$$

※授業料年額は予定額

※在学中の申請については、1年次終了時や2年次終了時に、あらためて長期履修学生の授業料年額を再計算することとなり、長期履修期間終了時には、標準修業年限の授業料総額より支払いが多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、授業料の改定又は長期履修期間の変更が許可された場合等は、その都度再計算します。ただし、納入済みの授業料を遡って調整することはありません。[長期履修申請期間に係る授業料は、決定通知があるまで絶対に納入しないでください。]

また、休学、留年その他の場合等に関する取扱いの詳細については、法学研究科・法学部学事担当あてお問い合わせください。

6. 在学期間の短縮・延長・解消

長期履修学生で特別な事情がある場合は、在学する課程において、1回に限り期間の短縮・延長または解消を申請することができます。

(1) 在学期間の短縮・解消

長期履修期間の短縮・解消を認めることのできる期間は、修士課程にあっては、4年から3年への短縮の場合、4年から2年への解消の場合。博士後期課程にあっては、6年から5年への短縮、6年から4年への短縮、5年から4年への短縮の場合、6年から3年への解消、5年から3年への解消、4年から3年への解消の場合です。

長期履修期間の1年短縮・解消を希望する場合は、長期履修期間が終了する日の1年6ヶ月前。2年短縮・解消を希望する場合は2年6ヶ月前。3年解消を希望する場合は3年6ヶ月前までに「長期履修学生在学期間変更願」(別紙様式4)を提出し、許可を受けなければなりません。

(2) 在学期間の延長

長期履修学生は、在学期間の延長をすることができます。

在学期間の延長を希望する者は、当初の長期履修期間が終了する日の1年前までに「長期履修学生在学期間変更願」(別紙様式4)を提出し、許可を得なければなりません。

なお、在学期間は、修士課程4年、博士後期課程6年を超えることができません。

(3) 在学期間の短縮または延長の場合の授業料は、再計算されます。いずれも在学期間に応じ過不足の調整がなされますが、既納の授業料は返還されません。